

所得税・市県民税の申告受付が始まります

税務課 ☎(45)6217 半田税務署 ☎0569(21)3141 ※自動音声案内「0」を選択



市ウェブサイト

受付期間

2月17日(月)～3月17日(月)

申告書の提出箱 2/3(月)から市役所1階税務課

申告が必要な方



市県民税の申告が必要な方

※申告をしないと国民健康保険税の軽減措置や各種証明書の発行を受けられない場合があります。

所得税の確定申告義務がない方でも令和7年1月1日現在、市内に居住し、次のいずれかに該当する場合は、市県民税の申告が必要です。

- ① 公的年金収入が400万円以下で、次のいずれかに該当する方
 - 公的年金以外に20万円以下の所得がある方
 - 医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除などを市県民税で受ける方
- ② 主な収入が給与で、年末調整をしている給与所得以外に20万円以下の他の所得がある方
- ③ 営業等所得・農業所得・不動産所得などがあり、所得税の確定申告義務がない方
- ④ 非課税収入(遺族年金・障害年金・失業給付金など)のみの方
- ⑤ 令和6年中に収入がなく、国民健康保険に加入している方や家族の扶養に入っていない方



確定申告で納めた税金が戻る方

- ① 公的年金収入が400万円以下で源泉徴収税額があり、医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除などを受ける方
- ② 給与所得者で年の途中で退職後、再就職せず、年末調整を受けなかった方
- ③ 給与所得者で年末調整後、源泉徴収税額があり、次のいずれかに該当する方
 - 医療費控除を受ける方
 - 寄附金控除を受ける方
 - 住宅ローンを利用して住宅を購入するなどし、住宅借入金等特別控除を初めて受ける方



所得税の確定申告が必要な方

- ① 主な収入が公的年金で、次のいずれかに該当する方
 - 公的年金の収入が400万円を超える方
 - 公的年金以外の所得金額の合計が20万円を超える方
- ② 主な収入が給与で、次のいずれかに該当する方
 - 給与の収入が2000万円を超える方
 - 給与所得・退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方
 - 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入額と給与所得・退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方
- ③ 営業などの各種所得の合計から所得控除額を差し引き、その金額に所得税の税率を乗じて計算した税額から税額控除および定額減税額を差し引いた結果、残額のある方

申告受付・提出について

場 所	内 容	期間(土)・(日)・(祝)休み	時 間	問い合わせ	申込方法
市役所2階会議室	① 税務署職員がお手伝い スマホで確定申告 おすすめ	2/3(月)・6(木)・7(金)	9:30～16:50 【1日5回・各70分】	税務課	予約制 1/6(月)からWEBまたは電話
	② 自分で! スマホ&パソコン 確定申告作成コーナー	2/17(月)～3/17(月)	9:00～12:00 13:00～16:00	税務課	先着順
	③ 税務課職員受付 所得税の確定申告	2/17(月)～3/17(月)	9:00～17:00 【各30分】	税務課	予約制 ※電話予約不可 1/20(月)からWEBまたは税務課窓口設置端末 当日先着順 当日に番号札配布 ※受付数に限りあり。番号札は、当日7:30頃シャッターが開き次第2階会議室前の受付で配布します。8:30までは番号札の入った箱からお取りください。
	④ 税務課職員受付 市県民税の申告				
	⑤ 税理士無料相談 (所得税・消費税の確定申告)	2/25(火)～3/3(月)	9:00～12:00 13:00～16:00	半田税務署	先着順 混雑の状況により、受付を早めに締め切ることがあります。
	⑥ 税理士無料相談 (所得税・消費税の確定申告)	2/17(月)～21(金)	9:30～12:00 13:00～16:00		
東海市立 商工センター	⑦ 税理士無料相談 (所得税・消費税の確定申告)				
半田赤レンガ建物 (半田市榎下町8)	⑧ 住宅借入金等特別控除の1年目の 所得税の確定申告	2/12(水)～14(金)	9:00～17:00 【受付は16:00まで】	半田税務署 ※直接赤レンガ建物への問い合わせはご遠慮ください。	予約制 入場整理券が必要です。 - 事前取得 LINE公式アカウント登録から - 当日配布
	⑨ 所得税・消費税の確定申告	2/17(月)～3/17(月)			
	⑩ 贈与税の申告	3/2(日)は開催			

混雑予想



※初日と週の始めは混雑します。
※近隣の商業施設などへの駐車不可

動画でわかる!

市役所の申告受付会場



確定申告作成ブース編



職員受付ブース編

申告受付の流れ

受付番号の取得

入場までに書類のセルフチェック完了
※未完成では申告書を作成できません。



セルフチェックシート

指定時間に会場へ

※指定時間まで入場できません。

申告書の作成・提出へ

申告受付に関する注意事項

- ▶ ①②⑧⑨⑩は自身のスマホを使用して確定申告します。
 - マイナポータルアプリをインストールしたスマホ
 - 個人番号カード(マイナンバーカード)
 - 発行時に設定した2種類のパスワードが必要です。

- ▶ ①スマホで確定申告
令和6年分の所得税の確定申告で給与所得・公的年金などの雑所得があり、ふるさと納税の寄付金などを申告する方がおすす。め。

- ▶ 営業等・農業・不動産所得の申告は
完成した収支内訳書をお持ちください。
③④の申告、⑤⑥⑦の税理士相談をする方

- ▶ ⑤⑥⑦の税理士相談
 - 消費税の申告は小規模事業者が対象です。
 - 消費税の申告は、所得・帳簿などの状況により、半田赤レンガ建物の申告会場(⑨)へ案内することがあります。

- ▶ ⑧住宅借入金等特別控除1年目の確定申告
控除対象には条件があります。事前に国税庁ウェブサイト「住宅借入金等特別控除チェック表」で、適用要件・必要書類をご確認ください。要件に該当し、医療費控除やふるさと納税のある方(ワンストップ特例の申請をした方を含む)は、併せて申告が必要です。

- ▶ 次の項目に該当する場合は、
半田税務署の開催する、半田赤レンガ建物での申告受付
⑧⑨⑩をご利用ください。
 - 営業等・農業・不動産所得の収支内訳書の作成に関すること
 - 青色申告
 - 株式・土地などの譲渡所得、先物取引・配当などの分離課税、山林所得、損失の繰り越しの申告、暗号資産の申告、外国税額控除の申告、贈与税・消費税の申告
 - 住宅借入金等特別控除の1年目の所得税の確定申告
 - 過年分の確定申告
(令和5年分以前の申告・修正申告・更正の請求)

全ての方が必要なもの

□ 個人番号カード(マイナンバーカード)

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、**番号確認書類**と**本人確認書類**が必要です。

□ 金融機関口座番号が分かるもの

(所得税の還付が発生した際に必要)

□ 「確定申告のお知らせ」のはがき

(税務署から送られてきた方のみ)

番号確認書類：通知カード(記載事項に変更のないもの)・住民票の写し・住民票記載事項証明書(いずれも個人番号の記載があるものに限る)のいずれか

本人確認書類：運転免許証・パスポートなど

該当する場合に必要なもの

□ 給与・公的年金・退職所得の源泉徴収票

(令和6年分のもの)

□ 完成している収支内訳書

(青色申告の方は半田赤レンガ建物の申告会場へ)

□ その他収入に係るもの

(配当の支払通知書・個人年金の支払証明書・保険会社などからの一時金支払証明書など)

□ 配偶者・被扶養者の所得の分かるもの

(配偶者控除・配偶者特別控除などを受ける方のみ)

□ 社会保険の領収書・支払証明書

(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料など)

□ 生命保険料・地震保険料などの保険料控除証明書

□ 医療費控除の明細書

(医療費の領収書のみでは申告不可)

□ 寄付金の受領証など

(ワンストップ特例を申請した方も併せて申告する必要あり)

□ その他控除に係るもの

(障害者手帳・障害者控除対象者認定書・学生証など)



医療費控除の申告には、明細書の作成が必要です。

医療費控除を受ける場合は、領収書・医療費通知を基に作成した明細書を作成してから申告してください。
明細書の様式は、国税庁ウェブサイト・税務課に用意しています。

※医療費の領収書と合計額のみを提出しても、控除を受けることはできません。

※医療費通知の添付で、医療費控除の明細記載を省略できます。

マイナンバーカードとスマホで簡単！ オンライン申告

できる限りオンラインでの申告書作成や、郵送での提出にご協力ください



マイナンバーカード読み取り対応のスマホ、またはパソコンとICカードリーダライタをご用意ください。

所得税の確定申告

令和6年分の確定申告の作成は1/6(月)から可能

STEP 1 国税庁ウェブサイトの確定申告書等作成コーナーへアクセス



国税庁確定申告書等作成コーナー



【事前におすすめ】
マイナポータル連携

STEP 2 申告書を作成

スマホで申告する場合、給与所得の源泉徴収票を撮影すれば自動入力できます。

STEP 3 e-Taxで送信して提出

作成した申告書を印刷して提出することもできます。
添付書類とともに税務課の提出箱に提出または郵送で半田税務署(〒475-8686住所不要)へ。

市県民税の申告

令和6年分の電子申告の作成は1/9(木)から可能

STEP 1 市ウェブサイトの市県民税の電子申告案内ページへアクセス



市ウェブサイト

(個人市民税・県民税申告の電子申告案内)

STEP 2 申告書を作成

収入0円の方→申告書作成(収入0円の方限定)
その他の方→住民税試算システム

STEP 3 ぴったりサービスで送信して提出

作成した申告書を印刷して提出することもできます。
添付書類とともに税務課の提出箱に提出または郵送で税務課(〒474-8701住所不要)へ。